明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　三
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同六）　九

〔府令・省令〕

○法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　一四
○銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　一五
○農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・農林水産一）　一九
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　二四
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働一）　二四
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（同二）　二七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　二七
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　二八
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（同三）　二八

〔省　令〕

○住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令（総務・法務一）　二九
○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（法務五）　二九
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（同六）　三〇
○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（同七）　三〇
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働一）　三一
○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　三一

〔告　示〕

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学・厚生労働一）　三二
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委一一）　三三
○一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する件（総務八三）　三六
○貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する件（同八四）　三六
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十九年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件（同八五）　三六
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十九年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件（同八六）　三七
○平成二十九年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（同八七）　三七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（法務六五）　三一
○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係告示の整備に関する告示（同六六）　三一
○技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定により外国人技能実習機構に事務を行わせることとした件（法務・厚生労働一）　三一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務八〇）　三一
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件（文部科学四二）　三一
○職業実践専門課程の名称に変更があった件（同四三）　三一
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件（同四四）　三一

（以下次のページへ続く）